

令和2年門審第33号

裁 決  
漁船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官神崎和徳出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年5月14日01時48分

鹿児島県竹島西岸沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 19トン

登 録 長 20.84メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

漁船法馬力数 736キロワット

### 3 事実の経過

Aは、中型まき網漁業に灯船として従事するFRP製漁船で、船体ほぼ中央に操舵室を備え、同室前部左舷側にレーダー及びGPSプロッターを、同右舷側に魚群探知機、舵輪及び機関遠隔操縦装置をそれぞれ備え、a受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.4メートル船尾2.0メートルの喫水をもって、令和2年5月13日16時00分鹿児島県枕崎港を発して同県硫黄島周辺の漁場に向かい、同島西方沖合で、網船1隻、灯船2隻及び運搬船2隻で船団を組んでの操業を終え、次の操業場所を探索するため、23時00分同沖合を発進した。

ところで、a受審人は、普段、夜間に操業を行い、日出後は帰港せずに船内で就寝して毎日約8時間の睡眠をとっていたところ、13日は07時ごろ一旦枕崎港に帰港し、帰宅して予定していた用事を済ませたことから睡眠時間が約3時間となり、睡眠不足の状態のまま、操業を行った後に硫黄島西方沖合を発進したものであった。

a受審人は、甲板員が自室で休息する中、単独の船橋当直に就き、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、舵輪後方の椅子に腰掛けた姿勢で操船に当たり、魚群探索を行いながら竹島西方沖合を北上し、翌14日01時34分半薩摩硫黄島灯台（以下「硫黄島灯台」という。）から071度（真方位、以下同じ。）4.9海里の地点で、針路を竹島西岸に向く089度に定めて自動操舵とし、機関を回転数毎分800にかけ、7.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

定針したとき、a受審人は、睡眠不足から眠気を催し、椅子に腰掛けた姿勢で操船を続けると居眠りに陥るおそれがあったが、竹島西岸までの距離が短かったことから、眠気を我慢できるものと思い、椅子

から立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとることなく、同じ姿勢のまま続航した。

こうして、a受審人は、いつしか居眠りに陥り、竹島西岸に向首したまま進行し、01時47分半僚船からの無線呼出しで目覚めて急いで手動操舵に切り替え、機関を中立運転としたものの、及ばず、01時48分硫黄島灯台から075.5度6.5海里の地点において、Aは、船首が135度を向いたとき、原速力のまま、同岸沖合の浅瀬に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の東南東風が吹き、潮候は下げ潮の初期であった。

乗揚の結果、船首部船底外板に破口を生じて浸水し、クレーン船によって引き出されたものの、のち廃船処理とされた。

#### (原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、竹島西方沖合において、魚群探索を行いながら航行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、同島西岸に向首したまま進行したことによって発生したものである。

a受審人は、夜間、竹島西方沖合において、単独の船橋当直に就いて椅子に腰掛けた姿勢で操船に当たり、同島西岸に向けて魚群探索を行いながら自動操舵により航行中、睡眠不足から眠気を催した場合、同じ姿勢で操船を続けると居眠りに陥るおそれがあったから、椅子から立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、竹島西岸までの距離が短かったことから、眠気を我慢できるものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、同じ姿勢で操船を続けるうちにいつしか居眠りに陥り、同島西岸に向首したまま進行して同岸沖合の浅瀬への乗

揚を招き，船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては，海難審判法第 3 条の規定により，同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 3 年 5 月 2 0 日

門司地方海難審判所

審判官 前 田 昭 広